

放送用周波数の活用方策に関する取りまとめ（案）
（放送大学の地上放送跡地及び V-Low 帯域）

令和3年12月15日
放送を巡る諸課題に関する検討会
放送用周波数の活用方策に関する検討分科会

目 次

はじめに	2
1. FM 放送用周波数の利用状況	3
2. 放送大学の地上放送跡地の活用方策	5
(1) 地デジ放送跡地	5
(2) FM 放送跡地	6
3. V-Low 帯域の活用方策	9
(1) 検討の方向性	9
(2) FM 放送用周波数の拡充	10
(3) 防災関連情報の提供を目的とした利用	12
(4) 新たなサービス、実証・実験用としての利用	17
参考資料	18

はじめに

放送用周波数の活用方策に関する検討分科会では、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等の観点から、放送大学学園（以下、「放送大学」という。）の地上放送（地上デジタルテレビジョン放送（以下、「地デジ放送」という。）及び超短波放送（以下、「FM 放送」という。））跡地の活用方策、V-Low 帯域の活用方策等について検討を行ってきた。

放送大学の地上放送跡地の活用方策については、令和2年1月に取りまとめた「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」（以下、「放送大学跡地の基本方針」という。）において、基本的な考え方及び方向性が整理された。

放送大学の地デジ放送跡地については、次世代の地デジ放送の放送規格の早期策定に向けて、当面の間、技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当であるとする一方、様々なコンテンツ流通に関する社会的な実験・実証等への活用の可能性についても検討を進めることが必要であるとされた。

FM 放送跡地については、引き続きアナログ方式の FM 放送で活用することが適当であるとし、FM 放送用周波数のひっ迫状況、コミュニティ放送局や臨時災害放送局等での利用ニーズ、FM 同期放送といった新しい技術の利用等を踏まえつつ、混信等の技術的検討に基づく周波数割当の可能性を考慮し、具体的、効率的な活用方法について、更に検討を進めることとされた。

また、V-Low 帯域の活用方策については、令和3年5月の「V-Low 帯域(95MHz～108MHz)の利活用方策に関する基本方針に係る取りまとめ」（以下、「V-Low 帯域の基本方針」という。）において、V-Low 帯域の利活用の基本的な方向性を整理し、FM 放送用周波数の拡充、防災関連情報の提供を目的とした利用、新たなサービス、実験・実証用としての利用について検討を進めることとされた。

これらを踏まえ、本分科会において検討を行い、今般、放送大学の地上放送跡地及び V-Low 帯域の活用方策について取りまとめた。

1. FM 放送用周波数の利用状況

現在、FM 放送用周波数¹（76MHz～95MHz）は、NHK 及び基幹放送事業者（県域放送及び外国語放送）の FM 放送局、コミュニティ放送局、臨時災害放送局及び FM 補完中継局²等で利用されている。なお、90MHz～95MHz は、平成 26 年の FM 補完中継局の制度化の際に拡充された周波数帯域で、コミュニティ放送局や臨時災害放送局でも免許が可能となっている（図 1 参照）。

コミュニティ放送を行う事業者数は、大規模災害の発生等を受け増加傾向にあり、令和 2 年度末で 334 事業者が開局している（図 2 参照）。

FM 補完中継局については、平成 26 年の制度化以降、中波放送（以下、「AM 放送」という。）の親局を補完する「主たる FM 補完中継局」は全国整備を完了し、難聴対策等を目的とした「その他の FM 補完中継局」は令和 3 年 12 月までに 178 局が整備されている。今後は、AM 放送から FM 放送への転換に伴う需要増加も見込まれている。

臨時災害放送局については、大規模災害時に多くの需要が見込まれるものの、関東地域（東京 23 区及びその周辺）においては、平成 26 年に 90MHz～95MHz の周波数帯域が FM 放送用周波数として拡充されるまで、76MHz～90MHz の帯域では、周波数の選定が困難な状況にあり、現在もひっ迫している状況にある。

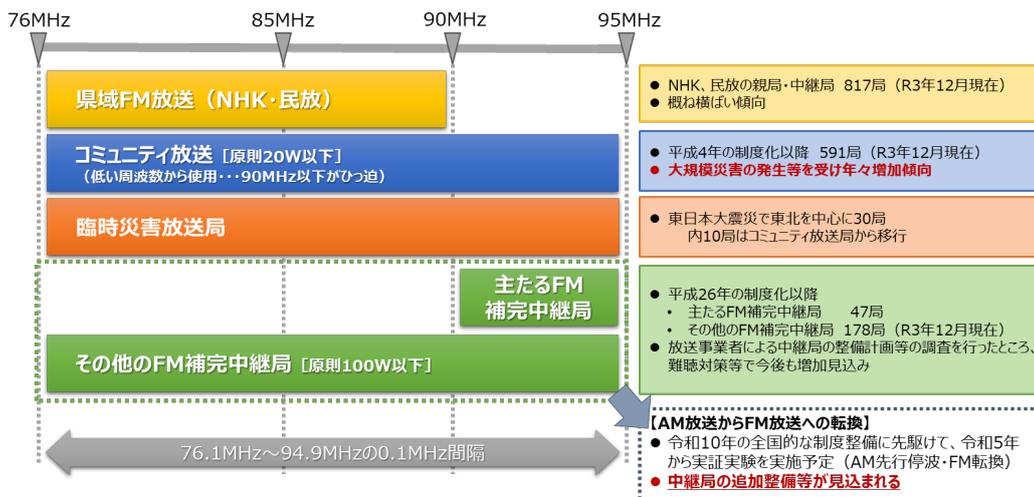


図 1 FM 放送用周波数の利用状況

¹ FM 放送用周波数とは、基幹放送用周波数使用計画（郵政省告示第 661 号）に規定する「超短波放送局用周波数（76.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数）」をいう。

² FM 補完中継局とは、基幹放送用周波数使用計画（郵政省告示第 661 号）に規定する「中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局」をいう。



図2 コミュニティ放送の事業者数の推移

なお、令和2年7月に制度化された FM 同期放送の活用により、同一周波数で複数の送信所から同一番組を送信することが可能となっており、既に FM 補完中継局を中心に導入が図られているほか、コミュニティ放送局でも中継局整備にあたって複数の導入事例がある（図3、図4参照）。

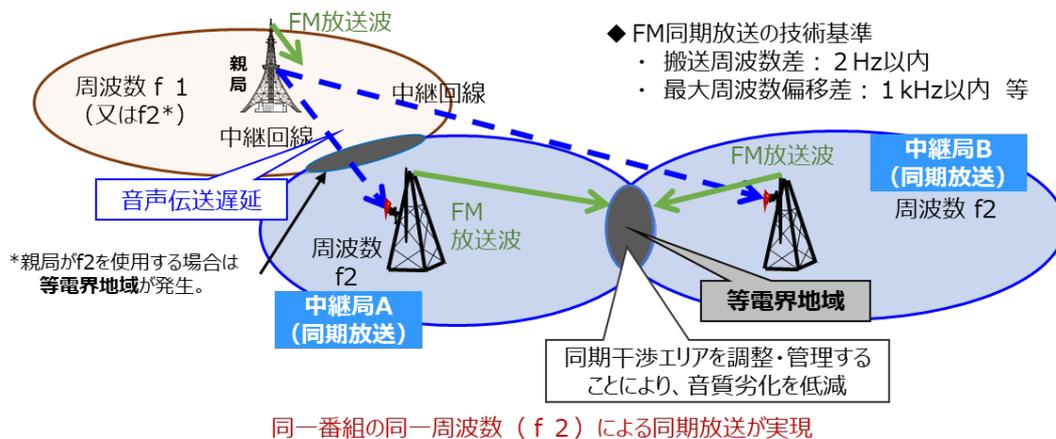


図3 FM 同期放送の概要

- | | | | | |
|--|---|---|---|---|
| ● ラジオ福島
90.8MHz 3局
90.2MHz 2局 | ● 山梨放送
90.9MHz 3局 | ● 福井放送
94.6MHz 2局
93.6MHz 5局 | ● 中国放送
94.6MHz 5局 | ● 四国放送
93.0MHz 3局 |
| ● 茨城放送
88.1MHz 2局 | ● 信越放送
94.2MHz 2局
91.2MHz 4局 | ● ラジオ関西
91.1MHz 2局 | ● 山口放送
92.3MHz 8局
86.4MHz 6局 | ● 南海放送
91.7MHz 7局
91.2MHz 5局 |

図4 FM 同期放送を行っている FM 補完中継局

2. 放送大学の地上放送跡地の活用方策

(1) 地デジ放送跡地

① 検討の方向性

放送大学跡地の基本方針においては、放送大学の地デジ放送跡地（28ch）は、放送技術の高度化の実験・実証として、次世代の地デジ放送の放送規格の早期策定に向けて、当面の間、引き続き、放送大学の地デジ放送跡地を技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当であるとされた。

また、様々なコンテンツ流通に関する社会的な実験・実証等への活用の可能性についても検討を進めることが必要であるとされた。

② 活用方策

放送技術の高度化の実験・実証については、情報通信審議会における「地上デジタルテレビジョン放送方式の高度化に関する技術的条件」についての審議に資するための技術的な実験・実証フィールドとして活用されているところである。

(2) FM 放送跡地

① 検討の方向性

放送大学跡地の基本方針においては、放送大学の FM 放送跡地（77.1MHz 及び 78.8MHz）は、引き続き、アナログ方式の FM 放送で活用することが適当とされ、FM 放送用周波数のひっ迫状況、コミュニティ放送局や臨時災害放送局等での利用ニーズ、FM 同期放送といった新しい技術の利用等を踏まえつつ、混信等の技術的検討に基づく周波数割当の可能性を考慮し、具体的、効率的な活用方法について、更に検討を進めることが必要とされた（図 5 参照）。

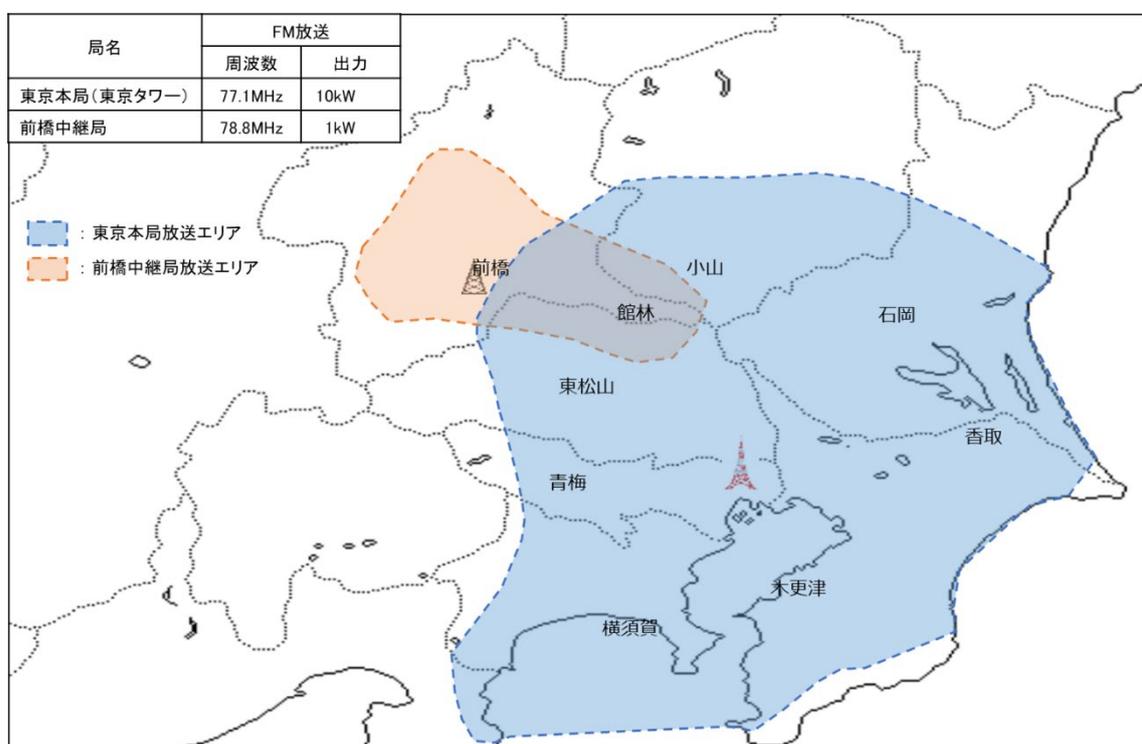


図 5 放送大学の FM 放送跡地のエリア図

② 活用方策の検討

「1. FM 放送用周波数の利用状況」で示したとおり、関東地域（東京 23 区及びその周辺）においては、76MHz～90MHz の周波数帯域は、現在もひっ迫している状況にある。

一方で、コミュニティ放送局や FM 補完中継局については、平成 26 年の FM 補完中継局の制度化に併せて FM 放送用周波数の拡充が図られたことから、新たに追加された周波数帯（90MHz～95MHz）での免許も可能となっている。なお、関東地域において、空中線電力が 20W 程度の局を前提とし、混信保護比を満足する 2 局間の所要離隔距離から同一周波数で置局できる局数を算出したところ、最大でも 4 局程度となった。

臨時災害放送局については、常時放送を行うものではないため、時間を区切るなどにより、同一周波数を複数の地方公共団体で共用することが可能である。関東総合通信局管内の地方公共団体（全市区町村）に調査を行ったところ、臨時災害放送局の開設を希望する団体のうち、送信設備を既に独自に配備するなど、臨時災害放送局の開設の際に新たに周波数が必要となる地方公共団体が 14 団体あった。開設を希望する地方公共団体からは、臨時災害放送局の迅速な開設や住民への事前周知、防災訓練の際に周波数の確保が容易になる等の理由から、同一周波数の共用も視野に、放送大学の FM 放送跡地を臨時災害放送局の専用周波数とすることへの要望があった。なお、放送大学の FM 放送跡地を臨時災害放送局の専用周波数として利用する際には、平時における利活用を図るべく、臨時災害放送局の迅速な開設に支障のない範囲で、地方公共団体による地域情報の発信等に利用できるようにすることについても、検討することが望ましい。また、受信機については、臨時災害放送局の目的に鑑みれば、既に広く普及している受信機で聴取できることが望ましい。

同一周波数の利用に関し、複数の送信所から同一周波数で同一番組を送信することを可能とする FM 同期放送については、FM 補完中継局を中心に導入が進んでおり、コミュニティ放送局での導入事例もあるが、周波数の遅延調整等の精密な管理が必要となるため、災害時に迅速な開設を要する臨時災害放送局での利

用に際しては、留意が必要である。

③ 活用方策

放送大学のFM放送跡地は、広域的に利用可能な貴重な周波数であり、公共性の高い用途に利用されることが望ましく、受信機の普及の観点からも、臨時災害放送局の専用周波数とすることが適当である。その際には、災害発生時における臨時災害放送局の迅速な開設に支障のない範囲で、平時においては地方公共団体による地域情報の発信等にも利用できるよう、周波数の利活用を図ることが望ましい。

なお、今後、実運用を想定し、周波数など限られた条件の下での臨時災害放送局の有効な運用方策の在り方について、地方公共団体を中心に総務省も協力して検討を進めるとともに、技術的事項の検証等を行っていくことが望ましい。その際には、将来的に開設を希望する地方公共団体が増えた場合も考慮することが必要である。

3. V-Low 帯域の活用方策

(1) 検討の方向性

V-Low 帯域の基本方針においては、V-Low 帯域（95MHz～108MHz）の活用方策として、① FM 放送用周波数の拡充、② 防災関連情報の提供を目的とした利用（FM 防災情報システム³及び FM 路側通信システム⁴）、③ 新たなサービス、実験・実証用としての利用について、ニーズ調査等を踏まえ、必要帯域等について、引き続き分科会において検討を進めることとされた（図6、図7参照）。

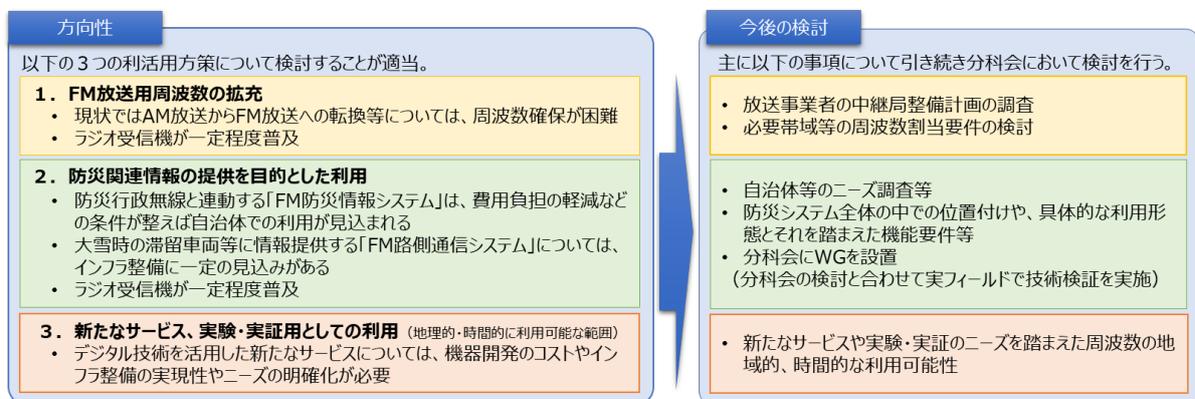


図6 V-Low 帯域の利活用方策に関する基本方針に係る取りまとめ概要



図7 V-Low 帯域等の周波数割当状況

³ FM 防災情報システムは、防災行政無線の屋外拡声子局と電気的に接続された複数の FM 送信設備であって、防災行政無線と連動して動作し、防災行政無線で住民に伝達する情報と同一の内容を伝達するシステム。

⁴ FM 路側通信システムは、現在の路側通信システムを AM 方式（1620kHz）から FM 方式（V-Low 帯域）に変更し、災害や積雪等に道路沿いに設置する FM 送信設備から道路情報を提供するシステム。

(2) FM 放送用周波数の拡充

① 活用方策の検討

放送事業者に対し、中継局の整備計画等における周波数需要について調査を行ったところ、難聴対策を目的としたFM補完中継局を中心に、4MHz程度の需要が見込まれた。

また、民間ラジオ放送事業者のAM放送からFM放送への転換については、「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ（放送を巡る諸課題に関する検討会 放送事業の基盤強化に関する検討分科会 令和2年6月）」において、令和10年の全国的な制度整備に先駆けて、令和5年の再免許時に「実証実験」としての先行停波・FM放送への転換を行うこととされ、FM放送用周波数の今後の需要増加が見込まれている（図8参照）。

【民間ラジオ放送事業者のAM放送からFM放送への転換に関する提言】	
① 基本的な方向性	AMラジオ放送の停波も含む運用の工夫による経営基盤強化を図ることができるよう、民放連の要望を踏まえ、以下の課題を検討しつつ現行制度を見直すべきである。
② 今後検討すべき主な課題	<ul style="list-style-type: none">● カバーエリアの観点 FM転換等を行った場合には、これまで受信ができていた山間地等の一部で、受信ができなくなる可能性があることから、そのような地域に情報を届ける方策について検討することが必要。● 対応受信機の観点 FM補完放送の周波数に対応したラジオの普及を進めていくことが必要。● 周知広報の観点 FM転換等を行う場合には、国民・聴取者に、十分に周知する必要。特に、災害時の備品として買ったAM専用ラジオ（普段は使用していないラジオ）でFMラジオ放送を聴くことができないこと、災害時まで気がつかなかったというようなことがないよう、関係者と協力して十分に周知すべき。 また、NHKのAMラジオ放送は、引き続き、継続することも併せて周知する必要。● 周波数の効率的な利用の観点 新たなFM中継局整備が必要となると考えられる。既にFM用の周波数は逼迫していることから、中継局整備のために、同期放送の積極的な導入等周波数の効率的な利用の推進が必要。● その他 既存のFMラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、放送対象地域に関する現行のラジオ放送制度との整合性について整理が必要。また、政見放送は、AMラジオ放送では実施しているがFMラジオ放送では実施していないことに留意が必要。
③ 今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none">● 総務省において、民放連と連携して早急に検討を開始し、令和2年（2020年）秋までを目途に、「実証実験」の具体案を公表すべき※。なお、災害の発生や大きな課題が生じた場合等には、直ちにAM放送を再開できる状態を保持しておくことが適当。● 令和5年（2023年）の「実証実験」としての一部AM局の先行的な停波、令和10年（2028年）の再免許時までに行う全国的な制度整備に間に合うよう、総務省、民放連及び各民間ラジオ事業者が上記課題への対応に取り組むべき。 <p>※ 令和2年12月に、民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する「実証実験」の考え方を公表済み。「実証実験」への参加公募は令和5年1月頃に実施予定。</p>

図8 放送事業の基盤強化に関する取りまとめ（抜粋）

コミュニティ放送局については、「1. FM 放送用周波数の利用状況」で示したとおり、地域の話題や行政、観光、交通等の地域に密着したきめ細かな情報等を提供する地域密着型メディアとして平成4年に制度化され、その後、大規模災害の発生等を受けて被災者向けのきめ細やかな災害関連情報を伝達する媒体としての有用性が高まっており、事業者数が年々増加している。

② 活用方策

難聴対策を目的とした FM 補完中継局を中心に一定の需要が見込まれること、また、AM 放送から FM 放送への転換の検討も進められており、今後、FM 放送用周波数の更なる需要が見込まれることから、V-Low 帯域の一部については、FM 放送用周波数の拡充として利用することが適当である。なお、必要帯域等については、AM 放送から FM 放送への転換に関する検討状況を踏まえつつ、今後、具体化していくことが必要である。

また、コミュニティ放送局については、地域密着メディアとして、あらかじめ特定の周波数を確保するのではなく、地域における周波数の利用状況を踏まえ、地域の実情に応じた免許が行われていることから、将来的な需要増加にも対応できるよう、V-Low 帯域においても免許ができるようにしておくことが適当である。

(3) 防災関連情報の提供を目的とした利用

① 活用方策の検討

防災関連情報の提供を目的とした利用については、V-Low 帯域の基本方針を踏まえ、防災関係機関や地方公共団体、送受信機メーカー等によるワーキンググループを設置して専門的な検討を行った。

具体的には、地方公共団体における利用ニーズ等の詳細な調査を行い、FM 防災情報システム及びFM 路側通信システムの利用形態、機能要件等について整理した。

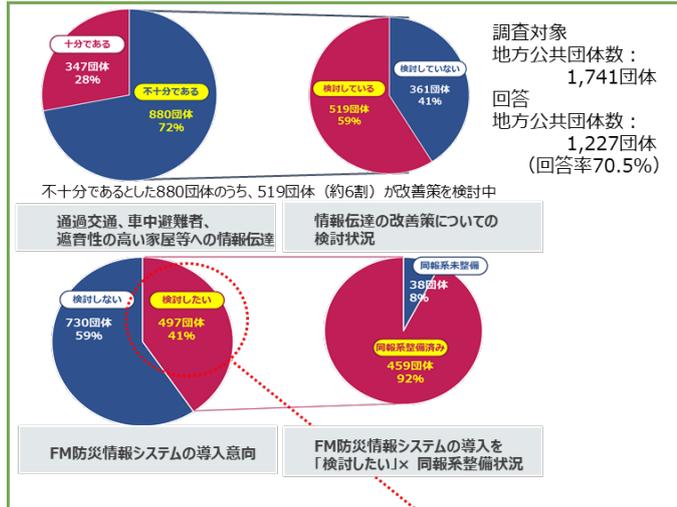
1) FM 防災情報システム

地方公共団体では、災害時の情報伝達手段を多層化しており、同報系の防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビやコミュニティ放送、緊急速報メール等の多様なシステムを活用している。一方、新型コロナウイルス感染症の影響等から、災害時における避難形態が多様化しており、車両避難者等にも確実に情報を伝達することが求められている。

こうした状況を踏まえ、防災行政無線と連動して車両避難者等への情報伝達を行う FM 防災情報システムについて、地方公共団体に対してニーズ調査を行ったところ、7割以上の地方公共団体が通過交通や車両避難者等への情報伝達が不十分であると認識しており、その約6割が改善策を検討しているとの結果が得られた。また、約4割の地方公共団体より、FM 防災情報システムの導入を検討したいとの回答が得られた（図9参照）。

**【FM防災情報システムの導入意向】
(令和3年6月)**

- 通過交通、車中避難者、遮音性の高い家屋等への情報伝達は不十分であると認識している自治体比率は7割以上。
- 不十分であると回答した自治体のうち、改善策を検討している自治体比率は約6割。
- 改善策の具体的措置は、防災行政無線に連動したサービスやシステムの拡充、戸別受信機や防災ラジオの配布、スマホ対応（登録制メール、防災アプリ、SNS等）など。
- 通過交通や車中避難者への情報伝達手段として、「FM防災情報システム」の導入を検討したいと回答した自治体比率は41%。
- 導入を検討したいと回答した自治体のうち、同報系を整備済みの自治体は92%。



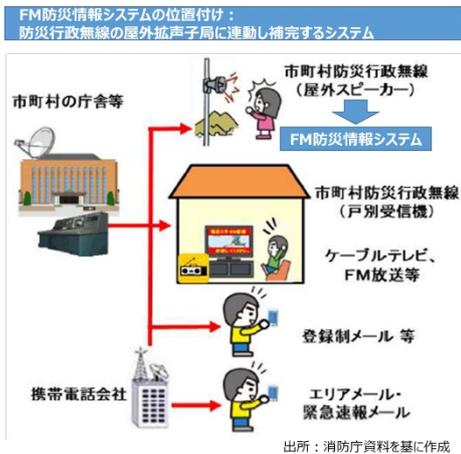
**【FM防災情報システムの導入意向】
(令和3年10月)**

- 上記調査で、FM防災情報システムの導入を検討したいと回答した自治体を対象に、防災利用WGの検討内容を踏まえ補足調査を実施したところ、回答のあった自治体のうち、約半数が関心を示している。



図9 FM 防災情報システムに関するニーズ調査結果

地方公共団体へのニーズ調査結果を踏まえ、FM 防災情報システムの導入に伴う負担を極力少なくすることを前提に、FM 防災情報システムについては、防災行政無線を再送信するシステムとして位置付け、図10のとおり基本コンセプトを整理した（図11参照）。



- ◆ FM防災情報システムの基本コンセプト
- ① 防災行政無線（同報系）と連動し動作するものであること（自治体職員の操作面での負担が増えないこと）
 - ② 防災行政無線を補完するシステムであること（防災行政無線の代替システムではない）
 - ③ 防災行政無線の機器構成や機能等に変更を及ぼすものでないこと
 - ④ 低廉で簡便なシステムであること
 - ⑤ 市販ラジオ（カーラジオ）で受信できること

図10 FM 防災情報システムの位置付け及び基本コンセプト

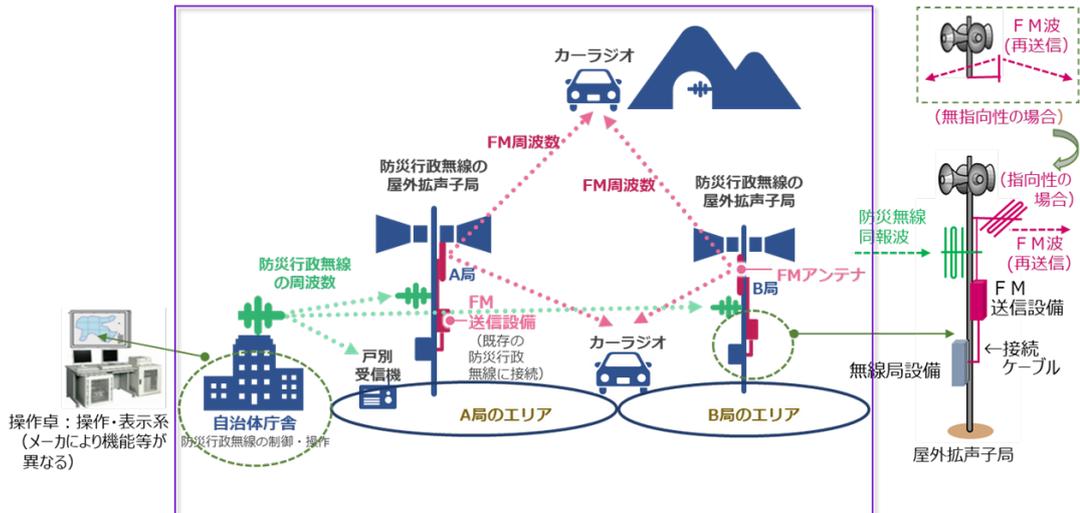


図 11 FM 防災情報システムの基本コンセプトを実現するシステムイメージ

FM 防災情報システムの利用形態については、防災行政無線を補完し、車両避難者等にも確実に情報伝達を行う観点から、地方公共団体の主要道路沿いの地域や避難所駐車エリア周辺等の小スポットエリアを対象とし、防災行政無線の屋外拡声子局から流れる情報と同じ内容を伝達する形態が想定される(図 12 参照)。

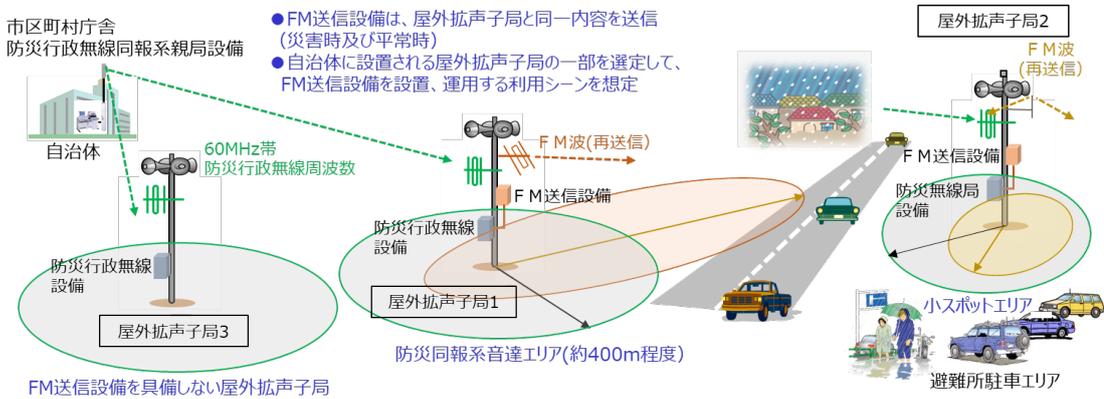


図 12 FM 防災情報システムの利用形態

これらを踏まえ、FM 防災情報システムの主要な機能要件としては、防災行政無線の戸別受信機の機能のうち、市販のFM ラジオ受信機で対応可能な、音声受信や自動スキャンによる周波数選択等に対応した機能を具備することと

整理した。また、その他の機能要件としては、災害時の確実な情報提供や安定的な運用を確保する観点から、FM 防災情報システムにより災害関連情報の提供を行っていることを車両避難者等に繰り返し伝える機能や、システムの正常動作を事後的に確認できる機能など、地方公共団体が必要とする機能を選択できるよう整理した。

FM 防災情報システムの基本コンセプト、利用形態及び機能要件に基づき、伝送品質や回線設計、混信保護比等の技術的事項に関する机上検討を行った結果、占有周波数帯幅が FM 放送と比べ半分の 100kHz で防災行政無線の音声情報を送信可能であることなど、技術的に実現できるシステムであることが検証された。

なお、FM 防災情報システムは、防災行政無線と近接して設置されることから、置局に際しては相互干渉に係る技術的検討を行うことが必要である。また、相互干渉軽減のため離隔を極力確保すべく、FM 防災情報システムについては、V-Low 帯域の高い周波数帯を利用することが望ましい。

FM 防災情報システムの導入に向けては、今後、地方公共団体における防災行政無線の屋外拡声子局の配置状況等を踏まえ、電波伝搬等を含む詳細な技術検証を進めていくことが望ましい。

2) FM 路側通信システム

現在、AM 方式により行われている路側通信システムについては、FM 方式とすることにより、同報性が維持されつつ、音質がより良くなるとともに、設備の小型化により可搬型システムの実現も可能となり、災害時の滞留車両等に対し、より確実な情報提供が図られるようになると考えられる。

将来における AM 放送から FM 放送への転換の動向にも鑑み、国土交通省を中心に路側通信システムの FM 方式への移行が検討されている。

② 活用方策

1) FM 防災情報システム

FM 防災情報システムについては、地方公共団体による一定のニーズが見込まれ、技術的にも実現可能なシステムであることが検証されたことから、V-Low 帯域の一部については、FM 防災情報システム用の周波数として利用することが適当である。また、必要帯域等については、電波伝搬試験を含めた詳細な技術検証等を踏まえ、具体化していくことが必要である。

なお、FM 防災情報システムは、防災行政無線と近接して設置されることから、相互干渉軽減のため、防災行政無線の周波数（60MHz 帯）との離隔を極力確保すべく、V-Low 帯域の高い周波数を利用することが適当である。

2) FM 路側通信システム

V-Low 帯域の一部を FM 路側通信システム用の周波数として利用することについては、将来における AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ、今後、関係者による技術的検討等が行われ具体化されていく中で、結論を得ることが適当である。

(4) 新たなサービス、実証・実験用としての利用

新たなサービス及びそれに関係する実験・実証用としての利用については、FM 放送用周波数の拡充のための必要帯域等が、AM 放送から FM 放送への転換に関する検討状況等を踏まえつつ、具体化されていくことから、その状況を踏まえて、必要に応じてあらためて検討を行うことが適当である。

なお、検討を行う際には、新たなサービスの需要や事業見通し、受信端末の普及見通しなどを踏まえることが重要である。

参考資料 1 「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」
開催要項及び構成員名簿

参考資料 2 「V-Low 帯域の防災利用に関するワーキンググループ」
開催要綱及び構成員名簿

放送を巡る諸課題に関する検討会 「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」 開催要綱

1 背景・目的

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）を受け、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等の観点から、放送大学の地上放送跡地及びV-High帯域の活用方策等について検討を行うこととされている。

上記を踏まえ、本分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下に設置される会合として、所要の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本分科会は「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 放送大学の地上放送跡地の活用方策
- (2) V-High 帯域の活用方策
- (3) その他関連事項

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本分科会の構成員及びオブザーバは、分科会長が指名する。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- (3) 分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本分科会を招集する。
- (4) 分科会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 分科会長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (6) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、分科会長が定めるところによる。
- (7) その他、本分科会の運営に必要な事項は分科会長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合

その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。

(2) 本分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本分科会の庶務は、情報流通行政局放送技術課が放送政策課とともに、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

放送を巡る諸課題に関する検討会
「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」 構成員名簿

(敬称略、分科会長及び分科会長代理を除き五十音順)

(分科会長)	いとう すすむ 伊東 晋	東京理科大学 理工学部 嘱託教授
(分科会長代理)	みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授
	うちやま たかし 内山 隆	青山学院大学 総合文化政策学部 教授
	せきね かをり 関根 かをり	明治大学 理工学部 教授
	たかだ じゅんいち 高田 潤一	東京工業大学 副学長(国際連携担当)・環境・社会 理工学院 教授
	はやし しゅうや 林 秀弥	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
	ふわ やすし 不破 泰	信州大学 理事(研究、産学官・社会連携担当)・副 学長
	わたなべ ひさのり 渡邊 久哲	上智大学 文学部 教授

(計8名)

放送を巡る諸課題に関する検討会
放送用周波数の活用方策に関する検討分科会
「V-Low帯域の防災利用に関するワーキンググループ」 開催要綱

1 背景・目的

放送用周波数の活用方策に関する検討分科会（以下、「分科会」という。）において、令和3年5月に「V-Low帯域の利活用方策に関する基本方針に係るとりまとめ」が行われ、その中でV-Low帯域の利活用方策の一つとして自治体等から提案されたFM防災情報システムとFM路側通信システム（以下、「FM防災情報システム等」という。）の分科会での検討結果を踏まえ、V-Low帯域の一部を防災用の周波数として利用することについて検討を行うことが適当とされた。

また、具体的な必要帯域などの検討にあたっては、防災関係機関や自治体、送受信機メーカー等による専門的な検討を行う必要があり、分科会にワーキンググループを設置すること等により、引き続き検討を深めることが必要とされた。

このことを踏まえ、本ワーキンググループは分科会の下に設置される会合として、所要の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループは「V-Low帯域の防災利用に関するワーキンググループ」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 自治体等による V-Low 帯域での防災利用ニーズ
- (2) 既存の防災システムの中での FM 防災情報システム等の位置付け
- (3) 利用形態・機能要件
- (4) その他関連事項

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、分科会長が指名する。本ワーキンググループの構成員及びオブザーバは、主査が指名する。
- (2) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (3) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は主査が定めるところ

による。

5 議事の取扱い

- (1) 本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、その他主査が必要と認める場合は非公開とする。
- (2) 本ワーキンググループの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、その他主査が必要と認める場合は非公開とする。
- (3) 本ワーキンググループの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通行政局放送技術課及び一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）が、総務省内の関係各課室（総合通信基盤局電波部重要無線室、同新世代移動通信システム推進室、情報流通行政局地上放送課、同地域放送推進室）と連携して行うものとする。

**放送を巡る諸課題に関する検討会
放送用周波数の活用方策に関する検討分科会
「V-Low 帯域の防災利用に関するワーキンググループ」 構成員名簿**

(敬称略、主査を除き五十音順)

(主査)	いとう すすむ 伊東 晋	東京理科大学 理工学部 嘱託教授
	いわた あきみつ 岩田 昭光	NHKテクノロジーズ 公共システム部 専任部長
	おおの ひでき 大野 秀樹	東芝インフラシステムズ株式会社 放送・ネットワークシステム部 フェロー
	おざわ みつおき 小澤 光興	長野県塩尻市 企画政策部 参事 兼 最高デジタル責任者 (CDO)
	からき たいち 唐木 太一	日本無線株式会社 技術統括部 新技術推進グループ 担当課長
	こんどう ひろゆき 近藤 広幸	株式会社サムウエイ 技術部 技術二課
	しいき ひろふみ 椎木 裕文	日本電気株式会社 第一都市インフラソリューション事業部 マネージャー
	すずき よういち 鈴木 陽一	東北文化学園大学 工学部 教授
	せきね かをり 関根 かをり	明治大学 理工学部 教授
	たかだ じゅんいち 高田 潤一	東京工業大学 副学長 (国際連携担当)・環境・社会理工学院 教授
	たけもと よしとし 竹本 吉利	総務省消防庁 国民保護・防災部防災課防災情報室 課長補佐
	たむら こういち 田村 幸一	一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) カーエレクトロニクス事業委員会委員長
	とよしま しげかず 豊嶋 茂一	宮城県多賀城市 市長公室 ICT推進室 副主幹
	なかむら じゅんいち 中村 淳一	国土交通省 大臣官房技術調査課電気通信室 企画専門官
(オブザーバ)	ひらやま きよ 平山 貴代	一般社団法人電波産業会 (ARIB) 防災行政無線システム作業班 主任
	みねよし としゆき 峰吉 俊幸	日本通信機株式会社 技術部 主管部長
	みつはし のぶゆき 三橋 伸之	一般社団法人日本自動車工業会 (JAMA) 安全・環境領域 3部
	みやした あつし 宮下 敦	株式会社日立国際電気 グローバル事業推進部 シニアチーフエンジニア

(計 18 名)

